

福岡県公報

平成20年9月3日
第2869号

目次

告示(第1426号 - 第1434号)

公有水面埋立ての竣功認可	(水産振興課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等			
	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
町の字の区域の変更	(市町村支援課)	5
公 告			
福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催			
	(企画交通課)	6
平成19年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況			
	(総務事務センター)	6
監 査 委 員			
包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の			
監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	7
正 誤			
町の字の区域の変更(平成20年4月福岡県告示第720号)中正誤		7

告 示

福岡県告示第1426号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 竣功認可年月日
平成20年8月14日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
 - (1) 竣功認可を受けた者
築上町
築上郡築上町大字椎田891 - 2
 - (2) 代表者
築上町長 新川 久三
- 3 竣功認可をした埋立区域
 - (1) 位置
築上郡築上町大字宇留津1397番地8から1357番地3に沿接する堤防地先公有水面(八津田漁港区域内)
 - (2) 区域
次の の地点から㊦の地点までを順次結んだ線及び㊦の地点と の地点を結んだ線で囲まれた区域
の地点 宇留津四等三角点(北緯33度40分10秒711、東経131度03分17秒711。以下「基準点」という。)から46度41分36秒 552.45mの地点
の地点 の地点から64度39分31秒164.75mの地点
の地点 の地点から64度28分55秒19.08mの地点
の地点 の地点から79度06分53秒1.95mの地点
の地点 の地点から92度57分31秒1.67mの地点
の地点 の地点から109度00分15秒1.32mの地点

の地点 の地点から129度55分34秒2.46mの地点
 の地点 の地点から149度03分50秒1.62mの地点
 の地点 の地点から64度34分27秒4.37mの地点
 の地点 の地点から109度20分15秒3.52mの地点
 の地点 の地点から64度59分43秒2.46mの地点
 の地点 の地点から154度38分47秒5.02mの地点
 の地点 の地点から244度53分11秒2.45mの地点
 の地点 の地点から200度29分02秒3.61mの地点
 の地点 の地点から219度35分03秒10.02mの地点
 の地点 の地点から129度36分47秒1.84mの地点
 の地点 の地点から219度44分29秒8.79mの地点
 の地点 の地点から134度52分46秒2.71mの地点
 の地点 の地点から219度43分04秒40.96mの地点
 の地点 の地点から309度29分35秒6.05mの地点
 ㉑の地点 の地点から219度26分05秒20.06mの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から129度27分33秒4.59mの地点
 ㉓の地点 ㉒の地点から219度57分00秒9.98mの地点
 ㉔の地点 ㉓の地点から129度31分31秒1.31mの地点
 ㉕の地点 ㉔の地点から202度39分27秒69.74mの地点
 ㉖の地点 ㉕の地点から247度55分49秒4.17mの地点
 ㉗の地点 ㉖の地点から288度41分17秒0.30mの地点
 ㉘の地点 ㉗の地点から196度43分46秒5.97mの地点
 ㉙の地点 ㉘の地点から156度20分24秒0.12mの地点
 ㉚の地点 ㉙の地点から199度15分44秒8.47mの地点
 ㉛の地点 ㉚の地点から199度13分40秒3.02mの地点
 ㉜の地点 ㉛の地点から199度15分18秒14.99mの地点
 ㉝の地点 ㉜の地点から199度15分26秒3.02mの地点
 ㉞の地点 ㉝の地点から199度14分47秒39.72mの地点
 ㉟の地点 ㉞の地点から337度51分52秒0.76mの地点

㊿の地点 ㉟の地点から201度38分14秒0.21mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から338度19分54秒5.14mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から341度24分57秒1.75mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から353度22分48秒2.09mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から8度20分44秒2.44mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から16度12分51秒10.02mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から15度18分24秒2.71mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から12度13分05秒2.60mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から1度08分32秒1.91mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から347度48分11秒0.58mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から340度35分06秒2.65mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から325度16分30秒2.81mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から317度05分48秒46.60mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から226度57分45秒0.37mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から229度43分45秒2.63mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から322度30分54秒12.51mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から334度35分51秒63.08mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から64度16分06秒0.61mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から334度55分32秒2.17mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から243度40分34秒0.14mの地点
 ㊿の地点 ㊿の地点から334度43分43秒3.13mの地点
 の地点 ㊿の地点から350度40分49秒3.15mの地点

(3) 面積

14,574.91平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年8月2日16漁第415号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所

築上町役場

福岡県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年9月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	本町線 新大田川	柳川市城南町1番1先から 柳川市本城町1番4先まで

福岡県告示第1428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宗像	県道	福岡 宗像 海線	前	福津市小竹1丁目163番4先から 福津市小竹1丁目163番1先まで	23.6 ～ 31.4	33.5
			後	同上	21.0 ～ 31.0	

福岡県告示第1429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモスうきは吉井店
- (2) 所在地 福岡県うきは市吉井町新治字柿木畑214番1 外

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (5) 廃棄物に係る事項等
意見なし
- (6) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
- (7) その他

うきは市を含む筑後地域においては、福岡県と市町村との協働のもと、県内でも先行的に広域景観づくりを進めているので、建設にあたっては、筑後地域における景観基準に適合するよう要望する。

福岡県告示第1430号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年8月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 マルキョウ杷木店
- (2) 所在地 福岡県朝倉市杷木池田533 - 1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社マルキョウ	福岡県大野城市山田五丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社マルキョウ	福岡県大野城市山田五丁目3番1号
花の中山	福岡県朝倉市杷木池田533 - 3

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年4月21日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,225.89平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県朝倉市杷木池田533 - 1	70

駐 車 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県朝倉市杷木池田533 - 1	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数 (台)
福岡県朝倉市杷木池田533 - 1	59

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
福岡県朝倉市杷木池田533 - 1	89.76

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
福岡県朝倉市杷木池田533 - 1	26.1396

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルキョウ	午前9時	午後10時
花の中山	午前9時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3ヶ所 福岡県朝倉市杷木池田533 - 1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後2時まで

福岡県告示第1431号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人空き缶基金

(2) 代表者の氏名

河野 捷紀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区大字塩屋166番地(学術北部地区61街区1-2)

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、空き缶の収集を介して、資源のリサイクルに寄与する機会の創出、及び小学校等の環境学習に役立つ情報、教材、備品等の提供を行い、地域の住民、特に子供たちの地球環境保全活動への参画意識を高め、地域全体への取り組みへと発展させ、地域社会の相互連携をうながすことを目的とする。

(変更後) この法人は、空き容器等の収集と収集の管理・運営を介して、資源のリサイクルに寄与する機会の創出、及び小学校等の環境学習に役立つ情報、教材、備品等の提供を行い、地域の住民、特に子供たちの地球環境保全活動への参画意識を高め、地域全体への取り組みへと発展させ、地域社会の相互連携をうながすことを目的とする。

福岡県告示第1432号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(GPS測量)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字弘川地内	平成20年7月4日から 平成20年12月19日まで

福岡県告示第1433号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(3級基準点)

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成20年8月25日から 平成20年9月30日まで

福岡県告示第1434号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、立花町長から立花町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、土地改良事業(立花地区大倉谷第・換地区)の換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字北山字二反平に編入する。

大字	字	地	番
----	---	---	---

北 山	楠 木 原	4249の149から4249の152までの各一部
	上 長 羽	4249の210の一部
	中 長 羽	4249の235の一部
	下 長 羽	4249の354の一部

2 次の区域を大字北山字谷大迫に編入する。

大 字	字	地 番
北 山	曲 松	5562から5564まで、5566、5567の1、5568の2、5570から5573まで
これらの区域に隣接介在する水路である町有地の全部		

公 告

公告

平成20年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のように公開されるので、公告する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 日時

平成20年9月12日午後1時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 801会議室

3 予定議案

- (1) 河川事業（曲川）について
- (2) 河川事業（江川）について
- (3) 河川事業（花宗川）について
- (4) 河川事業（広川）について
- (5) 河川事業（上津荒木川）について

- (6) 河川事業（金丸川）について
- (7) 河川事業（宝満川）について
- (8) 河川事業（塩塚川）について
- (9) 河川事業（塩塚川（高潮対策））について
- (10) 河川事業（江尻川）について
- (11) 河川事業（釣川）について
- (12) 河川事業（那珂川）について
- (13) 河川事業（大牟田川）について
- (14) 住宅市街地基盤整備事業（江川）について
- (15) 住宅市街地総合整備事業（金丸川）について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

平成19年度財団法人道府県会館の災害相互共済事業の経営状況について財団法人道府県会館理事長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により公表する。

平成20年9月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 建物損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額 1,827,378,383 円

災害共済金経費その他の支出合計額 957,302,486 円

期末正味財産合計額 22,599,782,275 円

2 水力発電用機械損害共済事業決算額

分担金その他の収入合計額	766,962,135 円
災害共済金経費その他の支出合計額	221,952,028 円
期末正味財産合計額	6,872,270,107 円

監査委員

福岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年9月3日

福岡県監査委員 工藤 壽文

同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	野田 栄市

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
江上 英介	久留米市宮ノ陣4丁目35番31号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成20年8月25日から平成21年3月31日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
20・4・28	2816	告示	720	3			後から4	追加	犀川下伊良原	犀川伊良原

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）